

指定管理期間における管理運営総合評価表

所 管 部 署	福祉部高齢者安心課
評価対象期間	平成28年4月1日～令和2年3月31日
評価実施日	令和2年8月18日

1 概要

施設概要	名 称	洪川市子持老人福祉センター
	所 在 地	洪川市吹屋658番地20
	設 置 目 的	老人福祉の増進を図るため
指定管理者	名 称	社会福祉法人洪川市社会福祉協議会
	所 在 地	洪川市洪川1760番地1
指定管理業務の範囲	センターの利用許可、施設及び設備の維持管理等	
指 定 期 間	平成28年4月1日 ～ 令和3年3月31日	

2 評価結果

評価の視点及び16評価項目		評価
【評価基準】・評価項目について、適正に取り組み、かつ、効果が出ている等 … 5点(25点) ・評価項目について、適正に取り組んでいる等 … 3点(15点) ・評価項目について、取り組んでいるが、不十分であり、見直しの余地がある等 … 1点(5点) ※ ()内は、「3 管理を安定して行う能力の保有」の評価基準		
1 市民の平等な利用の確保	【合計:15点満点】	—
(1) 条例等に示された施設の設置目的に沿った管理運営を行っているか。		5
(2) 施設の設置目的に応じた効果的な営業・広報活動がなされたか。		3
(3) 利用者が平等に利用できるよう配慮されていたか。		3
2 当該施設の効用を最大限に発揮させる能力及び経費の縮減	【合計:30点満点】	—
(1) 協定書、仕様書及び事業計画書等に則り、施設の管理運営が適切に行われたか。		5
(2) 施設を最大限に活用して、管理運営が行われたか。		3
(3) 事業計画どおりの職員体制が取られていたか。		3
(4) 事業計画に基づく職員研修を実施していたか。		3
(5) 施設の管理運営に係る収支の内容は正確だったか。		3
(6) 経費縮減への取り組みがなされたか。		3
3 管理を安定して行う能力の保有	【合計:25点満点】	—
(1) 指定管理者である団体本体には、安定して運営を継続するための健全な財務能力(経営・収支・資産等)を保有しているか。		25
4 その他、当該施設の設置目的を達成するための事項	【合計:30点満点】	—
(1) 法令に基づく届出等は確実になされたか。		5
(2) 利用者のサービス向上に向けた取り組みがなされたか。		3
(3) 利用者からの苦情に対する対応が十分に行われたか。		5
(4) 施設、設備、駐車場等が良好な状態に保たれ、かつ、施設、機器等の保守点検は法令等に基づき適切に実施されたか。		3
(5) 日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されたか。また、緊急事態への対応策は十分だったか。		3
(6) 個人情報の保護の措置は十分だったか。		3
合 計		78
(評価の合計が60点(60%)以上の場合、適正な管理運営であると認め、選考委員会での選考資料の一助とする。)		

【総合評価】

すべての評価項目で適正な取り組みが認められ、施設における管理運営状況は良好である。協定書、仕様書及び事業計画書に則り、適切に管理運営が行われている。